

10 中学校プール飛び込み事故【事故⑩】

基礎情報			
事故発生時期	平成 28 年9月	被害生徒及び事故種別・ 被害程度	中学3年生男子1名 骨折、後遺症発生
訴訟の有無	無し	報告書作成までの期間	2年2か月
事故の概要			
活動種別	部活動		
事故発生の概要	平成 28 年9月、水泳部の式典後の自由時間に、男子が前回り飛び込みを行いプールの底に後頭部を強打した。 当該生徒がうつ伏せに浮いているところを他の部員が気づき、顧問2名と部員で引き揚げた。当該生徒は意識があったが、下半身の感覚は無かった。学校は救急車を要請し病院に搬送した。当該生徒は首の骨1本骨折、1本脱臼(骨折)と診断され、手術が行われた。		
事故の要因			
L ₁ (Liveware ₁)	当該事故で被害児童生徒を直接指導していた教員やスタッフ	<ul style="list-style-type: none"> ●生徒が危険な飛び込みをしている場面を見た時、その場にいた生徒には注意したが、生徒全員に禁止を徹底する指導ができていなかった。 ●単に飛び込みは禁止と指導するだけでなく、それにより重大な事故が起こることの危険性を十分に生徒に認識させる指導ができていなかった。 ●水泳部の自由時間で、変則的な飛び込み禁止など、指導が行き届いていなかった。 ●前回り飛び込みは危険であり、水泳部であっても学校のプールで行うことは禁止事項であることを徹底できていなかった。 	
L ₂ (Liveware ₂)	被害児童生徒及びその家族、被害児童生徒以外の児童生徒	<ul style="list-style-type: none"> ●当該生徒は変則的な飛び込みをしていた。 	

有識者による事故の検証	
調査委員会の 構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・大学教授(教育学) ・医師(整形外科) ・大学非常勤講師(保健体育) ・弁護士 ・医師会常任理事 <p>[5名]</p>
提言された対策	
S (Software)	<ul style="list-style-type: none"> ●行事でプールを使う場合には、通常行っている授業や練習とは異なる想定外の突発的な事故が起こることもあり、行事の開催前に、危険性を認識させるための指導に力を注ぐべきである。 ●学校行事や部活動の行事における想定外の危険性を予想し、事故回避のための適切な指導が必要である。
L ₁ (Liveware ₁)	<ul style="list-style-type: none"> ●行事中であっても、児童・生徒の行為から危険を感じた場合は、改めて参加者全員を集めて、注意事項の徹底をしなければならない。 ●プールへの飛び込みは重大事故事例も多いことから、繰り返し、注意喚起すべきである。 ●水泳の技能を十分に身につけている児童・生徒でも事故は起こりうる。習熟度に関係なく、十分に注意をすべきである。 ●部活動で事故の多い飛び込みによるスタートについては、指導にあたって、スタートの危険性に十分に配慮すべきである。